

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和7年度文部科学行政における諸課題
著者 / 所属	林 晋 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	473 号
刊行日	2025-2-27
頁	93-103
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250227.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和7年度文部科学行政における諸課題

林 晋

(文教科学委員会調査室)

1. 教育費の負担軽減、無償化
2. 教員の働き方改革、給特法等の改正
3. 学習指導要領の改訂（中教審への諮問）
4. 全国学力・学習状況調査結果の公表方法見直し等
5. 不登校、いじめ、自殺への対応
6. 今後の高等教育の在り方

令和6年10月の衆議院議員総選挙では、各党の公約において、子育て世帯の経済的負担軽減のため、教育費負担の軽減や無償化が提起された。与党が衆議院で過半数を割る結果となり、野党からは、令和7年度からの教育費負担軽減に向けた具体的な提案がなされている。本稿では、教育費の負担軽減、無償化や第217回国会における政府提出法案等、教育分野の主な課題等を紹介する¹。

1. 教育費の負担軽減、無償化

（1）学校給食費の無償化

令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、学校給食費無償化の実現に向け、1年以内に実態調査の結果を公表し、その上で課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する方針が示された。これを踏まえ、令和6年6月、文部科学省は学校給食に関する実態調査の結果を公表した。同調査結果によると、令和5年9月1日時点で、何らかの形で学校給食費無償化を実施している722自治体のうち、547自治体では小・中学校の全員を対象に、145自治体では小・中学校において支援要件を設けて無償化が実施されており、無償化のための財源は、自己財源、地方創生臨時交付金、ふるさと納税、都道府県からの補助等となっている。また、公立小・中学校等の給食費無償化に必要な経費について、

¹ 本稿は、令和7年2月10日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスの日付も同日）。

約4,832億円（給食実施校の在籍児童生徒数×年間平均給食費²）と推計している。

令和6年度には、青森県で交付金支給により10月から全市町村一律に³、東京都でも無償化を実施する自治体への補助により令和7年1月から全ての市町村で⁴学校給食費の無償化が実施されることとなるなど、各自治体の取組が進んでいる。

令和6年12月27日、文部科学省は「給食無償化」に関する課題の整理について」を公表し、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題として、児童生徒間の公平性（喫食の有無、自治体による給食費の違い）、格差是正策としての妥当性（既に経済的困窮世帯として無償となっている世帯には追加的な恩恵はない）等を挙げた⁵。

多くの自治体から国による一律の学校給食費無償化を求める意見があり、また、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党の野党3党は、第216回国会（令和6年12月）において、衆議院に学校給食費無償化法案⁶を提出している。立憲民主党の野田佳彦代表は、巨額の予算の中でメリハリをつければ十分に捻出可能として、予算案の修正を迫る方針を示しており⁷、衆議院における予算審議の過程でどのような結論となるのか注目される。

（２）高校授業料の無償化

平成26年度から、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、国公私立を問わず年収約910万円未満世帯の生徒に対し、高等学校等就学支援金が支給されている。国公立の場合はそれぞれ授業料相当額が、私立の場合は原則として公立の授業料相当の年額11万8,800円が支給限度となった。また、令和2年度からは政令改正により、私立高校に通う年収約590万円未満世帯の生徒について、支給限度額が年間39万6,000円（当時の私立高校の平均授業料を勘案）まで引き上げられた。

令和6年度に文部科学省が実施した調査によると、多くの都道府県で国の制度に上乗せして独自の支援事業が実施されているほか、所得制限なしで上乗せ支援を行う都府県もある⁸。このうち、東京都では令和6年度から、保護者等及び生徒が都内在住者で、都内・都外双方の私立高校に通う生徒に、所得や多子の要件なしに48万4,000円（都内私立高校の平均授業料相当額）を上限に支援を行っている⁹。大阪府では令和6年度の高校3年生から¹⁰、

² 公立の完全給食の給食費の月額平均は小学校4,688円、中学校5,367円であり、都道府県間では小学校が3,933円～5,314円、中学校が4,493円～6,282円と1.4倍弱の開きがある。

³ 「全小中学校の給食、0～15歳の医療費が無償に 1日から青森県」『朝日新聞』（令和6.10.1）〈<https://www.asahi.com/articles/ASS9Z3PGKS9ZUBNB001M.html>〉

⁴ 『日本経済新聞』（令和6.11.29）

⁵ 令和6年12月に成立した令和6年度補正予算においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分6,000億円のメニューの一つに小中学校等における学校給食費等の支援が示されている。

⁶ 「学校給食法の一部を改正する法律案（第216回国会衆第25号）」施行期日は令和7年4月1日、施行に要する経費は平年度約4,900億円の見込みとしている。

⁷ 「学校給食無償化、立憲民主・野田代表「巨額予算でメリハリつけば捻出可能」…予算案修正迫る方針」『読売新聞オンライン』（令和7.1.6）〈<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20250106-OYT1T50137/>〉

⁸ 「都道府県別私立高校生への修学支援事業に関する調査について 令和6年度調査結果」（中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育の在り方ワーキンググループ（令和6.9.12）参考資料2）

⁹ これに対し、令和6年5月、東京都の近隣3県の知事は自治体の財政状況によって子育て施策に格差が生じないよう国が措置を講じるよう求めた（『朝日新聞』（令和6.5.23））。

¹⁰ 令和8年度までに段階的に全学年に拡大される。

保護者等及び生徒が府内在住者で、大阪府が指定する私立高校生等就学支援推進校に通う生徒に、所得や多子の要件なしに63万円（授業料と施設整備費等）を上限に支援を行っている。

令和6年12月、自由民主党及び公明党の与党と日本維新の会は、教育無償化に関する協議体を設置、実務者間で協議を進めることで合意した。高校授業料の所得制限なしの無償化について先行して議論し、令和7年度予算の衆議院での採決前の2月中旬までに一定の結論を出す方針とされる¹¹。日本維新の会は、大阪府での所得制限のない私立も含めた高校授業料無償化の実施を踏まえ、これを全国で行う場合には約6,000億円の財源が必要とし、令和7年度からの実施を、予算に協力する条件の一つに挙げており¹²、協議の行方が注目される^{13,14}。

（３）高等教育の無償化、大学等修学支援法の改正

令和元年5月に成立した、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、令和2年度から消費税財源を活用し、機関要件（財務状況や定員充足率等）を満たす大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専修学校（専門課程）の学生等のうち、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等で成績等の要件を満たす者を対象に、大学等の授業料・入学金の減免と給付型奨学金の支給を行う修学支援新制度が実施されている¹⁵。

令和4年5月の教育未来創造会議の第一次提言等で中間所得層への支援拡大等が示され、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」を受けて、令和6年度から、子どもを3人以上同時に扶養する多子世帯及び私立の理工農系の学生等について中間層（世帯年収約600万円）への支援拡大が行われた¹⁶。

また、令和7年度からは、子どもを3人以上同時に扶養する多子世帯であれば、所得制限を設けずに授業料等について無償とするとし、令和7年度予算においては、高等教育の

¹¹ 『読売新聞』（令6.12.27）

¹² 『日本経済新聞』（令7.1.21）

¹³ 日本維新の会は、令和7年1月10日の3党の実務者協議において、所得制限なしの高校授業料無償化を令和7年4月から、小中学校給食費、0～2歳児保育料については令和8年4月から実施する等の工程表を示した（『読売新聞』（令7.1.11））。また、1月27日の協議で、高校授業料無償化について4月からの所得制限撤廃にこだわらず、就学支援金の増額を先行させた後、私立を含めた無償化を行う「2段階案」を提案した。一方、自由民主党は、予算の修正や法改正が必要で、4月からの実施は困難とし、また、対象に私立を含めること等を疑問視していると報じられている（『読売新聞』（令7.1.28））。

¹⁴ 2月5日、与党は日本維新の会に対し、令和7年4月から公立、私立問わず所得制限を設けずに年額11万8,800円を上限に支給して公立を実質的に無償化し、私立への加算は令和8年4月から所得制限を撤廃する方向で議論するとする案を示したと報じられている（「高校授業料無償化 私立実施時期に隔たり 自民 公明 維新の協議」『NHK NEWS WEB』（令7.2.7）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250207/k10014715111000.html>〉）。

¹⁵ 私立大学に通う場合、年収約270万円未満の住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）には、①入学金・授業料で年額最大約96万円、②給付型奨学金で年額最大約91万円が支給される。第Ⅰ区分に準ずる世帯では、年収約300万円未満（第Ⅱ区分）で第Ⅰ区分の各3分の2、年収約380万円未満（第Ⅲ区分）で第Ⅰ区分の各3分の1の額が支給される。

¹⁶ 多子世帯の場合は入学金・授業料と給付型奨学金が第Ⅰ区分の各4分の1の額、私立の理工農系の場合は文系学部との授業料等との差額がそれぞれ支給される。

修学支援新制度に6,532億円（前年度当初予算比1,094億円増）が計上されている。

大学等修学支援法は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担を軽減することで、急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的としているが、令和7年度から実施される支援拡大では、子どもを3人以上同時に扶養する多子世帯は、所得制限を設けずに授業料等を全額支援するとしており、法の目的の見直しや支援対象を追加する等の改正案が提出された。

令和6年度、令和7年度と順次支援が拡充されることとなるが、世帯年収の多寡、多子世帯か否か、学問分野の違いにより、支援額に大きな違いが生じる場合がある。また、大学等の授業料等の値上げの動きがある中で、支援額の上限を引き上げていくことについても検討が求められる。

令和6年12月に文部科学省が公表した、令和5年度の「子供の学習費調査」によると、幼稚園から高校までの15年間、全て公立に通った場合の学習費は計約596万円、全て私立に通った場合には計約1,976万円となり、いずれも過去最高を更新した。大学等の高等教育機関への進学を含めれば更に多くの教育費が必要であり、負担を軽減するための支援拡充が求められる。一方で、限られた財源の中でどこまでの支援を行うべきか、社会全体の合意が得られるのかといった課題もある。

2. 教員の働き方改革、給特法等の改正

（1）給特法の概要

教員の働き方改革の推進や処遇改善等を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等改正案が提出された。

給特法は公立学校の教員について、職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を定めている。正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとされ、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合も、いわゆる超勤4項目¹⁷の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るとされている。また、時間外勤務手当及び休日給を支給しない一方で、勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして給料月額¹⁸の4%の教職調整額¹⁸を支給するとされている。

改正案は、働き方改革の一層の推進等のため、教育委員会への業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表の義務付け、新たな職（主務教諭）の創設、教職調整額の10%への段階的引上げ等を内容としている。教職調整額の率の引上げは昭和46年の本法成立後初めてのこととなる。

給特法は令和元年に法改正が行われ、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断で条例により導入できるようにするとともに、文部科学省が

¹⁷ ①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

¹⁸ 4%については、昭和41年度の教員勤務状況調査において当時の年間の平均月残業時間が8時間程度であり、時間外勤務手当の額が給料月額の4%に相当することを考慮したものとされている。

策定していた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針に格上げした。この指針では、自発的勤務とされてきた超勤4項目以外の業務のための時間についても在校等時間として勤務時間管理の対象とし、時間外在校等時間の上限の目安時間を、原則として、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としている。

（２）令和6年答申とその後の経緯

令和4年度に文部科学省が行った教員勤務実態調査では、教員の月当たりの時間外在校等時間は、小学校で約41時間、中学校で約58時間となり（6年間で約3割の減少¹⁹）、過労死ラインを超える週60時間以上勤務していた教員は、小学校で14.2%、中学校で36.6%だった²⁰。

令和5年5月、文部科学大臣は中央教育審議会（以下、「中教審」という。）に質の高い教師の確保のための環境整備について諮問した。中教審は特別部会を設置して1年に及ぶ議論を行い、令和6年5月の特別部会の審議のまとめを経て、同年8月「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」答申（以下「令和6年答申」という。）を取りまとめた。

令和6年答申では、教師を取り巻く環境整備のためには、勤務の在り方、給与、教職員定数等に係る仕組み全てについて改革が必要不可欠で、これらは相互に密接に関連しているとして、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進する必要があるとした。その上で、給特法に関して、教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有するとし、人材確保法²¹による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要とした²²。

同年8月、文部科学省は、働き方改革、指導・運営体制の充実、処遇改善を一体的・総合的に推進するため、教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージを取りまとめ、令和7年度予算概算要求において、教職調整額の13%²³への引上げ、学級担任への手当の加算とともに、約7,700人の教職員定数改善を要求した。

一方、財務省が同年11月に財政制度等審議会財政制度分科会に示した案²⁴では、働き方改革の進捗による時間外在校等時間縮減を条件に、教職調整額を5年程度かけて段階的に

¹⁹ 平成28年度の教員勤務実態調査では、小学校で月約59時間、中学校で月約81時間、過労死ラインを超える勤務（週60時間以上）をしていた教員は、小学校教諭の33.5%、中学校教諭の57.7%だった。

²⁰ 「教員勤務、改善傾向もなお長時間 文科省調査」『産経ニュース』（令5.4.28）〈<https://www.sankei.com/article/20230428-4V6PGH3YLVLTTDPMSS3ZDXTXV5I/>〉

²¹ 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

²² 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令6.6.21閣議決定）では、教師の処遇改善について、教職調整額を少なくとも10%に引き上げることが必要などとした中教審提言を踏まえるとともに、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するとされた。

²³ 13%の根拠は、一般行政職の給与水準と比較し、人材確保法による処遇改善後最高の優遇分である7.42%を超える水準になるためと説明されている（第216回国会参議院文教科学委員会会議録第2号（令6.12.19））。

²⁴ 財政制度等審議会財政制度分科会提出資料「文教・科学技術」（令6.11.11）

10%まで引き上げ、働き方改革が進捗せず引き上げが行われない場合は、外部人材配置等その他の有効な手段に財源を振り向ける等とした。また、一定の改革期間内に教員の業務が縮減し、時間外在校等時間が令和6年答申の目指す20時間程度まで縮減すれば、労働基準法の原則どおり、それに見合う手当の支給について検討することも提案した。

これに対し文部科学省は、働き方改革の進捗を教職調整額引上げの条件とし、教職員定数の改善にも言及しない財務省案に反論する文書²⁵を公表し、また、小中学校等の校長会や教育長、教職員の団体など教育関係23団体も、財務省案に反対する緊急声明²⁶を公表した。一方で、将来の時間外勤務手当支給にも踏み込んだ財務省案を次善の策として評価する意見もあった²⁷。

（３）「教師を取り巻く環境整備に関する合意」と給特法等の改正案

その後、令和6年12月24日、令和7年度予算に係る財務大臣と文部科学大臣の折衝において、6項目からなる「教師を取り巻く環境整備に関する合意」（以下「両大臣合意」という。）に至った。

両大臣合意では、教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げ、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、令和7年度に5%、以降確実に引き上げることとし、このための給特法改正案を次期常会に提出するとした。また、中間段階（令和9年度以降）に文部科学省、財務省で働き方改革や財源確保の状況を確認し、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置することとした。このほか、学級担任への手当の加算や若手教師のサポート等を担う新たな職の創設等を行うとした。

指導・運営体制の充実に関しては、4年間で計画的に実施することとし、令和7年度は小学校教科担任制の4年生への拡大、新規採用教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充等で5,827人の定数改善²⁸を行うことで合意した。また、財源確保と合わせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、働き方改革に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じることとした。

働き方改革の推進に関しては、学校・教員の業務見直しの厳格化、外部対応・事務作業等の縮減・首長部局等への移行や部活動の地域展開²⁹等による本来業務以外の時間の抜本

²⁵ 文部科学省「財政制度等審議会財政制度分科会（令和6年11月11日）資料についての文部科学省の見解（義務教育関係）」（令6.11.12）

²⁶ 文部科学省ウェブサイト「全国の校長会や教職員団体などで構成される教育関係23団体よりあべ大臣へ、緊急声明を手交」（令6.11.15）

²⁷ 『産経新聞』（令6.11.24）

²⁸ 文部科学省は、直近20年間で最大の改善数になっている（文部科学省ウェブサイト「令和7年度予算大臣折衝」〈https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2024/20241224.html〉）。

²⁹ 部活動の地域移行については、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、主に休日の部活動の地域移行について令和5年度～7年度を改革推進期間として各自治体で実証事業が進められている。令和6年12月、スポーツ庁、文化庁に設置されている「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中間とりまとめでは、地域移行を「地域展開」に改め、令和8年度～13年度を改革実行期間として、休日は原則全ての部活動の地域展開を目指し、平日についても地域の実状等に応じて取組を進めるとしている。同会議は令和7年春頃に最終とりまとめを行う予定である。

的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務管理計画の策定、在校等時間の見える化、校務DX推進、授業時数見直し、長期休暇を取得できる環境整備等により、まずは令和11年度までの5年間で平均時間外在校等時間を約3割減の月30時間程度に縮減、将来的に月20時間程度を目指すこととし、それまでに将来の給特法及び教職調整額の在り方について、文部科学省において幅広い観点から諸課題の整理を行うとした。

両大臣合意を踏まえて、教職調整額を10%に引き上げる等の給特法等改正案が提出されたが、将来の給特法及び教職調整額の在り方に係る諸課題の整理については、どの段階で行うのか、時間外在校等時間が目標どおりに縮減すれば給特法の抜本的な見直しを検討するのか、文部科学省の考え方を確認する必要がある。

また、両大臣合意では、学校・教員の働き方改革推進のため、必要な取組を具体的に列挙し、時間外在校等時間縮減の目標と時期を明示しており、各教育委員会や国においては、目標達成に向けた具体的な計画策定と進捗確認が求められる。業務の見直しに関しても、保護者からの電話対応を含む外部対応や事務作業等の縮減、部活動の地域展開等で「本来業務以外の時間の抜本的縮減」を行うとしている。学校・教員が担うべき業務はどこまでか、保護者や地域の理解を得るための丁寧な説明が、学校のみならず教育委員会や国にも求められることになる。

令和7年度予算の提出に至る折衝の過程では、文部科学省と財務省との間で教職調整額の引上げや教職員定数等をめぐって考え方の違いが浮き彫りとなったが、学校・教員の働き方改革を進め、時間外在校等時間を減らす必要があるとの姿勢は共通している³⁰。令和6年答申や両大臣合意等を踏まえ、まずは今後の5年間で、教職員定数や処遇の改善とともに、実効性ある教員の働き方改革の進捗が求められる。

3. 学習指導要領の改訂（中教審への諮問）

学習指導要領は、日本国内のどこでも一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、学校が編成する教育課程の大綱的基準として国が定めるものであり、おおむね10年ごとに改訂されている。

令和6年12月25日、文部科学大臣は中教審に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問した。諮問では、我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ大きな成果を上げているものの、顕在化している課題として、主体的に学びに向かうことができていない子供の存在、現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透が道半ばにあること、デジタル学習基盤の効果的な活用を挙げている。そして、課題に取り組む上では、教師の努力と熱意に過度な依存をすることはできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことが必要とした。

主な審議事項としては、①質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方、②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方、③各教科等や

³⁰ 末富芳「【解説】学校における働き方改革を強力に進める！財務省・文科省「大臣合意」の最重要ポイント」『Yahoo!ニュース』（令6.12.27）〈<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/2ca2ca463a714458fa34a676297302936fe51354>〉

その目標・内容の在り方、④教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策の4点が示された。

具体的には、生成AIやデジタル技術が発展する中での学びの在り方、情報活用能力の向上、情報モラルやメディアリテラシーの育成等の新たな教育課題への対応とともに、教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する柔軟な教育課程編成の在り方、教師の過度な負担や負担感が生じにくい学習指導要領等の在り方、現在以上に増加させないことを前提とした標準授業時数の在り方等を挙げ、「教育課程の実施に伴う条件整備にも意を用いて」審議することを求めている。

中教審は令和8年度中の答申を目指して議論を進め、令和12年度から新しい学習指導要領が実施される見込みである³¹。なお、文部科学省は、学習指導要領改訂に向けて、こども家庭庁が実施している「こども・若者意見反映推進事業（こども若者★いけんぷらす）」を活用し、令和7年1月～2月にかけて、小学生から高校生を対象にオンライン会議やアンケート等で意見聴取を実施している。

4. 全国学力・学習状況調査結果の公表方法見直し等

毎年4月に全国の小学6年生と中学3年生を対象に実施している全国学力・学習状況調査（以下、「調査」という。）の結果について、全国知事会において現行の公表方法への問題提起があり、文部科学省は結果の公表方法の見直しを検討している。

調査の結果は、夏に文部科学省が都道府県・指定都市ごとの平均正答率について小数点以下を四捨五入した整数で公表している。令和6年9月に全国知事会が行ったアンケート調査によれば、調査目的の達成や学習指導の充実等への有用性に関して、全ての都道府県から肯定的な回答があり、調査の実施頻度、調査の必要性については、肯定的な回答が多数を占めた一方、調査結果の公表については、25人（53%）が現行の都道府県・指定都市別の公表を支持し、全国の状況のみ公表すべきとしたのは14人（30%）だった。

アンケートで示された課題・問題点に関して、都市部と地方の教育資源の格差や家庭環境を無視した単純比較がなされることで誤った認識を招きかねないため原則非公表とすべき、現在の調査結果公表の在り方が、結果的に過度な競争や教職員の負担につながっていることは否定できず見直しが必要、調査結果の公表の際、都道府県間の結果を単純比較するのではなく、授業改善に生かすという調査の目的・趣旨がしっかり伝わるような公表の在り方を求める、といった意見のほか、調査結果の提供時期を夏季休業前に早めてほしい等の意見があった³²。

文部科学省は同年12月、全国的な学力調査に関する専門家会議にワーキンググループを設置し、令和7年度の調査結果を含め、公表の在り方等について具体的な検討を行うとし

³¹ 令和7年1月、中教審初等中等教育分科会教育課程部会の下に教育課程企画特別部会が設置され、1月30日に初会合が開かれた。特別部会は同年の秋頃までに方向性を整理した上で、個別の教科などについて具体的な議論を進めることとしている（「学習指導要領の改訂へ 中教審の特別部会で本格的な議論始まる」『NHK NEWS WEB』（令7.1.30）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250130/k10014707861000.html>〉）。

³² 全国知事会議（令6.11.25）報告（4）資料4「全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の調査結果について」

ている。

また、令和7年度の調査では、中学校の理科のテストについて、コンピューターによる出題（C B T : Computer Based Testing）を実施する予定である³³。令和8年度に中学校の英語、令和9年度からは小・中学校ともC B Tに全面移行する予定である。C B T化により、学校、教員等のテスト実施に要する負担の軽減が期待される一方、国が推奨する通信速度を満たしている公立小・中学校の割合は2割程度にとどまっており³⁴、公平なテスト実施の環境整備が課題となる。

5. 不登校、いじめ、自殺への対応

（1）不登校、いじめ、自殺の現状

令和6年10月に公表された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小・中学校の不登校児童生徒数は過去最多の約34.6万人（小学校13万370人、中学校21万6,112人）で、11年連続の増加となった³⁵。小・中学校の不登校児童生徒のうち、21万2,114人（61.2%）が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けており、担任等から週1回程度の相談・指導等を受けていた児童生徒数と合わせ、33万1,813人（95.8%）が学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けたとしている。

いじめの認知件数は約73.3万件（小学校58万8,930件、中学校12万2,703件、高校1万7,611件、特別支援学校3,324件）となり、コロナ禍で一旦減少したものの、3年連続の増加となった³⁶。年度末時点でのいじめの解消状況は56万7,710件（77.5%）であり、この点について文部科学省は、早期対応や学校がいじめ対策組織等による組織的対応により一定数解消できている一方、SNS上のいじめなど見えづらく解消が確認しにくい事案が増加している、安易に解消したとせず丁寧に取り組んでいる傾向も考えられるとしている。

いじめの重大事態の発生件数については、1,306件³⁷（前年度919件）で過去最多となり、このうち490件（37.5%）は重大事態として把握される前にはいじめとして認知されていなかった。文部科学省は、いじめ防止対策推進法の理解が進み、重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・対応への課題や個々の教員が抱え込んでしまうなど組織的な対応への課題があったことなどが考えられるとしている。

また、小・中・高校から報告のあった令和5年度に自殺した児童生徒数は397人³⁸（小学

³³ 令和7年度の調査は4月17日とされているが、中学校理科の調査実施日は4月14日～17日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とされている（文部科学省「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令6.12.23）」）。なお、C B Tは令和5年度実施の中学英語の「話すこと」で児童生徒に配備された1人1台端末等を使用して初めて実施された。

³⁴ 文部科学省「学校のネットワークの現状について」（令6.4.24）

³⁵ 高校の不登校生徒数は6万8,770人、3年連続の増加で過去最多となった。

³⁶ 文部科学省は、認知件数の多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価し、積極的な認知を促している。

³⁷ 重大事態の第1号事案（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）は648件、第2号事案（相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき）は864件である。1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

³⁸ 文部科学省の調査では学校が遺族からの報告等により確認できた事案を集計している。

校11人、中学校126人、高校260人）と高止まりしており、極めて憂慮すべき状況にある。文部科学省の調査では、事案発生後速やかに学校が行う基本調査は全件で実施され、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織によって行われる詳細調査の実施は32件(8.1%)だった。一方、基本調査後の遺族への説明において詳細調査の制度や調査希望の有無を説明した件数は238件にとどまっている。

なお、令和7年1月29日に厚生労働省が公表した「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」では、令和6年(暦年)の全体の自殺者数が前年と比べて減少する一方で、小・中・高校生の自殺者数は527人(暫定値)で過去最多(令和5年は513人(確定値))となっている。

(2) 政府の対応

文部科学省の調査結果を受けて、令和6年11月、政府の「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」は、いじめ防止対策の更なる強化として、国に提供された重大事態調査報告書を活用し、いじめの端緒や重大化の要因等を分析する専門家会議の新設、教育・福祉・警察等の連携による加害児童生徒への対応強化、重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言等、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を取りまとめている。

文部科学省では、令和5年3月の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」、同年10月の「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」等を踏まえ、校内教育支援センターの設置促進、学校以外の学びの場の確保、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」、いじめ重大事態調査のガイドライン改訂など様々な対策を実施している。令和7年度予算においても、不登校児童生徒の学びの場の確保推進(学びの多様な学校の設置・運営支援、校内教育支援センターの設置・支援員配置の促進)、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実、いじめ・不登校支援等に関する調査研究などに取り組むこととしている。

また、児童生徒の自殺対策について、政府は令和5年6月に「子どもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめ、文部科学省では同プランに基づき、1人1台端末等の活用等による自殺リスク等の把握や自殺予防教育の充実等を図っている。さらに、令和6年の小・中・高校生の自殺者数が過去最多となったことを受けて令和7年1月31日に開催された「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、令和7年度、自傷行為で救命救急センターに搬送された子どもなどを退院後に地域での支援に確実につなげるための実態調査を行うことや、これまでの各省庁の対策の総点検を実施することを確認している³⁹。

不登校、いじめ、自殺の兆候を早期に発見するには、日頃から教師が子どもと向き合う時間を確保することも必要であり、その意味でも、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の配置拡充といった施策と合わせ、学校における働き方改革を着実に進めていく必要があろう。

³⁹ 「児童・生徒の自殺 過去最多 政府 これまでの対策を総点検へ」『NHK NEWS WEB』(令7.1.31) <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250131/k10014709461000.html>>

6. 今後の高等教育の在り方

令和5年9月、文部科学大臣は中教審に「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」諮問した。中教審では大学分科会の下に特別部会を設置して議論を行い、令和6年12月に答申案を公表し、パブリックコメントの実施を経て、令和7年1月に大学分科会と特別部会の合同会議において答申案が大筋で了承された。今後、令和6年度中の答申が予定されている。

答申案では、少子化が進行し令和6（2024）年に約63万人いる大学進学者数が、2040年には約17万人減の約46万人（現在の定員規模の約73%）へと大幅に減少すると予測される中、今後の高等教育の目指す姿として、知の総和（数×能力）の向上が必須とした。その上で、高等教育政策の目的として、急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の規模の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのあるアクセスの確保策を講じるとともに、規模の縮小をカバーし、知の総和を向上するために教育研究の質を高める必要があるとしている。

具体的方策では、①教育研究の「質」の更なる高度化として、厳格な成績評価や卒業認定、認証評価制度の見直し、留学生や社会人等多様な学生の受入れ、情報公表の改善等、②高等教育全体の「規模」の適正化として、厳格な設置認可審査への転換、大学等の再編・統合の推進、縮小・撤退への支援等、③高等教育への「アクセス」確保として、地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者による協議体の構築、個人への経済的支援の充実等を提示した。

また、機関別・設置者（国公私）別の役割や連携の在り方、高等教育改革を支える公財政支援等の支援方策の在り方を挙げ、これらを踏まえた制度改革・財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した政策パッケージを策定し、具体的方策の実行に速やかに着手することを求めている。

日本私立学校振興・共済事業団の調査によると、令和6年度、4年制私立大学の約6割で定員割れとなり、4年連続の増加となった⁴⁰。また、日本私立短期大学協会の調査によると、私立短期大学の1割を超える33校が、令和7年度及び8年度に学生募集を停止するとされる⁴¹。少子化の進行の中で、既に定員を充足できず募集を停止する大学がある中、撤退や縮小の支援、地方における高等教育機関へのアクセス確保等、答申案に示された課題や将来構想の実現に早期に取り組む必要があろう。

（はやし すすむ）

⁴⁰ 日本私立学校振興・共済事業団「令和6（2024）年度私立大学・短期大学等入学志願動向」（令6.9）

⁴¹ 『読売新聞』（令7.1.9）